平成２２年（フ）第１０９号
山口県玖珂郡和木町瀬田２丁目４番29号
債務者　楊井　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１１６号
山口県岩国市岩国５丁目５番23―102号
債務者　廣林　真紀
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１２０号
山口県熊毛郡田布施町麻郷2638―11―101、住民票上の住所山口県熊毛郡田布施町大字波野2186番地
債務者　石﨑　克巳
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３４号
徳島県美馬市脇町大字北庄1242―１―106
債務者　伊ヶ﨑敏宏
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第９０８号
北九州市小倉南区中曽根６丁目６番７―501号
債務者　桑原　和孝
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２１号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目７番26―1003号
債務者　髙橋　英登
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２２号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南１丁目７番26―1003号
債務者　髙橋　清香
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２４号
北九州市小倉南区長行東２丁目９番１―401号
債務者　松永ひろみ（旧姓松前）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５３号
北九州市小倉南区守恒１丁目１番16―301号
債務者　川端　典子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０８９号
北九州市八幡西区町上津役西４丁目15番10号
債務者　多田　進子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５８号
兵庫県たつの市誉田町広山１番地１
債務者　上川　朝夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５９号
兵庫県たつの市誉田町広山１番地１
債務者　上川しげ子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６９号
兵庫県たつの市揖保川町新在家255番地13
債務者　岩崎　一子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２８６号
福島市上鳥渡字しのぶ台81番地の11
債務者　佐藤マキエ
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９２７号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅１棟713号
債務者　片山　利民
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８号
広島県福山市蔵王町２丁目４番４号
債務者　澤谷　久子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７５４号
北九州市八幡西区清納１丁目６番３号
債務者　野中　博子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部